

## 【中小企業投資促進税制】

中小企業投資促進税制が3年間延長されました。一定規模以上の機械設備を令和3年3月31日までに取得し指定事業の用に供した場合に、特別償却か税額控除のいずれかを認めるものです。

税制名		中小企業投資促進税制	
対象事業者		青色申告を提出する中小企業者	
対象業種		建設業、製造業、農業、林業、漁業及び水産養殖業、鉱業、卸売業及び小売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店その他の飲食店業、こん包業、通信業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業は対象から除かれます）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、旅行業	
適用期間		令和元年4月1日～令和3年3月31日	
証明書		不要	
対象設備		機械装置並びに事務処理の効率化に資する測定工具、検査工具 ソフトウェア（複写して販売するための原本や開発研究の用に供するものその他一定のものを除く） 車両運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で車両総重量3.5t以上のもの） 船舶（海上輸送業の用に供される内航船舶に限る）	
租税特別措置法		第42条の6（法人） 第10条の3（個人）	
金額要件	機械装置	160万円以上	
	器具備品	120万円以上	
	ソフトウェア	70万円以上	
	車両運搬具	-	
	船舶（*1）	-	
対象事業者		青色申告を提出する特定中小企業者（*3）	青色申告を提出する中小企業者等（*2）
調達形態		取得	取得
優遇措置	特別償却	取得価額の30%	取得価額の30%
	税額控除	取得価額の7%（*4）	適用除外

（\*1）：船舶のみに関しては基準取得価額が適用。

基準取得価額＝取得価額×75%

（\*2）：中小企業者等の定義

青色申告を提出する法人、農業協同組合等または個人で、次のいずれかに該当する方。

（1）資本金1億円以下の法人（但し、資本金1億円を超す大企業1社から50%以上の出資を受けている系列法人及び資本金1億円を超す大企業2社以上から資本金の2/3以上の出資を受けている法人は対象から除かれます。）

（2）資本金または出資金のない法人で常時使用する従業員が1,000人以下の法人（公益法人）

（3）従業員が1,000人以下の個人企業

（\*3）：特定中小企業者等の定義

中小企業者等のうち、資本金または出資の金額が3,000万円を超えない青色申告を提出する法人、農業協同組合等または個人。

（\*4）：税額控除限度額

税額控除については、表による計算結果と「法人税額20%」とのいずれか少ない方が適用されます。（もし、税額控除額残が生じた場合は、翌年度に繰越しされます。）

【税額控除の計算例】(特定中小企業者等のみ適用あり)(単位:千円)

令和元年度(初年度)		
普通償却額	555	$5,000 \times 0.333 \times 4/12$
課税所得金額	6,445	$7,000 - 555$
法人税額	967	$6,445 \times 0.15$
控除額	(a) 取得価額×7%	350
	(b) 法人税額×20%	193
	(a)(b)いずれか少ない方、従って(b)193	
納付法人税	774	$967 - 193$
翌年度への繰越額(注)	157	$350 - 193$

令和2年度(第2年目)		
普通償却額	1,480	$(5,000 - 555) \times 0.333$
課税所得金額	5,520	$7,000 - 1,480$
法人税額	828	$5,520 \times 0.15$
控除額	(c) 前年からの繰越額	157
	(d) 法人税額×20%	166
	(c)(d)いずれか少ない方、従って(c)157	
納付法人税	671	$= 828 - 157$
納付しきれなかった金額0		

【特別償却の計算例】(単位:千円)

令和元年度(初年度)		
普通償却額	555	$5,000 \times 0.333 \times 4/12$
特別償却額	1500	$5,000 \times 0.30$
課税所得金額	4,945	$7,000 - (555 + 1500)$
納付法人税額	742	$4,945 \times 0.15$
期末帳簿価額	2,945	$5,000 - (555 + 1500)$

令和2年度(第2年目)		
普通償却額	981	$2,945 \times 0.333$
特別償却額	-	-
課税所得金額	6,019	$7,000 - 981$
納付法人税額	903	$6,019 \times 0.15$
期末帳簿価額	1,964	$2,945 - 981$

【節税メリット比較表】

以上の計算例により、中小企業投資促進税制の適用を受けた場合と受けない場合の法人税額を比較すると以下ようになります。(単位:千円)

	適用を受けない場合 (a)	適用を受けた場合		節税メリット	
		税額控除 (b)	特別償却 (c)	税額控除 (a)-(b)	特別償却 (a)-(c)
初年度	967	774	742	193	225
第2年目	828	671	903	157	-75
第3年目	902	902	952	0	-50
第4年目	951	951	985	0	-33
第5年目	984	984	1,006	0	-22
第6年目	1,006	1,006	1,021	0	-15
第7年目	962	962	992	0	-30
合計額	6,600	6,250	6,600	350	0

合計額の説明	(7年分償却前所得-普通償却累計額)*税率	(7年分償却前所得-普通償却累計額)*税率-税額控除	(7年分償却前所得-普通償却累計額-特別償却)*税率	課税の免除効果	課税の繰延効果
	(7000*7年-5000)*15%	6600-5000*7%	(7000*7年-3500-1500)*15%	5000*7%	資金の早期回収

税額控除または特別償却による節税分はお客様の資金として有効活用できます。  
また、特別償却では、設備投資第1年目に大きな償却ができるため、資産簿価が小さくなり、特別償却をしない場合に比して第2年目からの償却費が少なくなります。  
これによって、事業費の有効活用や利益が上げ易くなります。

(注)税額控除・特別償却ともに限度額まで控除(償却)しなかった場合、翌年度に限り、不足額を繰越することができます。

※償却費につき7年目以降分合計